

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
農業	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例〔改正法第24条の2〕	別添1
	農業生産法人に係る農地法等の特例〔法第18条〕	別添2

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

改正法 : 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

※ 別添1、2の各シートにおいて記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例（国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業）

〔改正法第 24 条の 2 関係〕

【要件】

- ①高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであること。(同法第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合も含む。)

(別添 2)

農業生産法人に係る農地法等の特例（農業法人経営多角化等促進事業）

〔法第 18 条関係〕

【要件】

- ①農業経営の多角化及び高度化を図るため、国家戦略特別区域において農業を行う法第 18 条第 1 項に規定する特例農業法人を設立し、又は既存の法人を同項に規定する特例法人としようとするものであること。
- ②①の法人が法第 18 条第 1 項各号の要件の全てを満たすと見込まれるものであること。